

# International Trade Legal Update

国際通商・経済安全保障ニュースレター

2025年12月

国際通商・経済安全保障ニュースレター No. 35

米国最新法律情報 No. 157

NO&T Client Alert 2025年12月9日号

## IIEPAに基づく相互関税・追加関税の還付請求とその留意点

弁護士・ニューヨーク州弁護士 塚本 宏達

弁護士 近藤 亮作

弁護士 尾島 灯

ニューヨーク州弁護士 木原 慧人アンドリュー

### 1. はじめに

国際緊急経済権限法（IIEPA）に基づき第2次トランプ政権が2025年2月以降順次課している全世界からの輸入品に対する相互関税及びカナダ・メキシコ・中国産品に対する違法薬物の流入阻止等を名目にした追加関税（以下、「**相互関税等**」ともいいます。）について、その法的根拠の適法性が法廷で争われています。IIEPAを根拠とした对中国産品の追加関税は、比較的早くから適用・徵収が開始されました。もっとも、今後仮に米国連邦最高裁判所においてその適法性を否定する判断が出た場合でも、通常の納付済み関税の還付の手順に照らせば、相互関税等を納付した個々の輸入者として、何ら積極的な法的アクションを起こすことなく当然にその還付を期待できる訳では必ずしもありません。

仮に、第2次トランプ政権側が法廷で敗れ、徵収済みの相互関税等を輸入者側に返還しなければならないこととなれば、その総額は900億ドルに上るとの試算もなされており<sup>1</sup>、その影響は甚大となり得ます。

本ニュースレターでは、関連するキーとなる米国の関税ルールや仕組みも紹介しながら、相互関税等の還付請求を行うためにおさえておくべきポイントを簡潔に紹介いたします。

### 2. “Liquidation of entry”（輸入申告の確定）

米国に貨物を輸入した場合、輸入時に輸入申告が行われますが、米国税関・国境警備局（CBP）が輸入貨物の申告内容を確認し、最終的に関税分類・課税価格・関税額などを確定する手続きを、“liquidation of entry”（輸入申告の確定）といいます。

輸入通関時に納付される関税は、申告者の算定ベースによる暫定的なものであり、その段階での関税額はいわば仮計算のステータスであるといえます。CBPは、貨物の通関後、個別のケースごとに必要に応じて、書類審査、検査、関税分類や課税価格といった申告内容の確認を事後的に行います。CBPがこうしたプロセ

<sup>1</sup> Committee for a Responsible Federal Budget [ウェブサイト](#) 参照。

スを経て行う輸入申告の確定の決定は最終的なものであるとともに法的拘束力を有しており、当該決定をもって関税額等が確定されます。<sup>2</sup>

通常の CBP の実務では、貨物の輸入申告があつてから 1 年よりも短い期間内にこの輸入申告の確定を行いますが、CBP によるアクションがない場合でも、輸入申告時から 1 年が経過した時点で、輸入申告が確定されたとみなされます。<sup>3</sup>

つまり、一般的に、輸入者が一旦納付した関税を争い、事後的に CBP から取り戻すためには、関税額等が確定されてしまう前に、CBP に対して法的アクションを起こす必要があるといえます。

### 3. 納付した相互関税等の還付請求権を保全するための法的アクション

IEEPA に基づいて徴収された相互関税や追加関税も関税の一種であることから、それらとの関係でも、輸入者は、米国連邦最高裁判所の判断によっては、納付した関税の還付を CBP に対して請求できる可能性があります。しかし、輸入申告の確定により当該還付請求権について争うことできなくなる事態は、回避しなければなりません。

当該確定の手続を停止 (“suspend”) するためには、米国関税法上、裁判所の命令が一つの有効なオプションだとされています。すなわち、輸入者は、連邦法上の関税事件について管轄を有する米国国際貿易裁判所 (CIT) に、相互関税が違法であり仮に納付済みの税額の返還を求めるとの訴えを CBP に対して提起とともに、CBP が輸入申告の確定の手続を停止しなければならないとの仮処分命令を出すよう、CIT に申し立てることができます。<sup>4</sup>

### 4. IEEPA を根拠とした相互関税の有効性への疑義

ところで、米国連邦裁判所の下級審では、トランプ大統領が IEEPA を根拠にして実施している相互関税及び追加関税が違法であるとの判断が出されています。すなわち、連邦巡回区控訴裁判所は 2025 年 8 月 29 日、*V.O.S. Selections, Inc. v. Trump* の判断において、関税を課す権限は合衆国憲法上議会に属していること、また、「関税」等の文言が含まれていない IEEPA が、大統領に無制限の関税賦課権限を付与しているとは考えられないことなどを理由に、IEEPA に基づく相互関税及び追加関税の賦課を違法であると判断しました。

その後事件は米国連邦最高裁判所に上訴され、9 月 9 日に上告受理、11 月 5 日に口頭弁論が実施されています。法廷での議論は、大統領に付与されている外交権限と議会に付与されている課税権限という合衆国憲法の根本原理である三権分立の原則にも及んでおり、政権側の主張の一部に対して、判事からは厳しい指摘も出されました。

### 5. まとめ

相互関税等の還付請求をめぐっては、今後の米国連邦最高裁判所の判断が注目されるところであり、IEEPA に基づく相互関税等の適法性如何だけでなく、具体的にどのようなスコープの、また、どのような条件がついた判断がなされるのかという点についても、判断内容の詳細を注視する必要があります。仮に、違法判断

<sup>2</sup> なお、輸入申告の確定がなされた場合でも、例外として、それから 180 日間に限り、輸入者は、“protest”（異議申立）をすることで、一定の限定された事項について、CBP の決定を争うことが許されています (19 U.S.C. § 1514)。しかし、この手続では CBP が判断主体であり、その行為の法的根拠となった大統領令それ自体の違法性を判断することはできないと理解されています。そのため、相互関税との関係では、その法的根拠である大統領令の違法性を当該“protest”手続で争うことはできません。

<sup>3</sup> 19 U.S.C. § 1504(a)(1)(A)。

<sup>4</sup> このように仮に納付済みの関税の返還を求める請求権の保全を求める手法は、1974 年通商法第 301 条や 1962 年通商拡大法 232 条に基づく追加関税との関係でも用いられており、IEEPA に基づく相互関税との関係でも、日系企業の現地子会社を含む米国内の企業により用いられています。

が出る場合でも、その影響は甚大であるため、還付自体への一定の制限や、時間的猶予など、条件が付される可能性も否定はできません。

加えて、実務上、上記のように、関税法上の一般ルール、特に輸入申告の確定の点を念頭においた、還付請求権を保全するための法的アクションが必要になる場合もあると考えられることから、2025年2月以降米国に商材を輸入した在米企業におかれては、輸入時期や IEEPA 相互関税・追加関税の納付額等の個別具体的な事情を踏まえて、適切な法的対応を検討する必要が生じます。輸入申告から1年後のタイミングで輸入申告の確定があったとみなされる場合もありますので、タイミングには留意が必要であり、今後の関連動向を注視し、タイムリーで的確な対応が求められる問題だといえるでしょう。

2025年12月9日

[執筆者]



**塚本 宏達** (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP 弁護士・ニューヨーク州弁護士パートナー)  
hironobu.tsukamoto@nagashima.com

京都大学法学部及び The University of Chicago Law School 卒業。05 年～07 年 Weil, Gotshal & Manges LLP (シリコンバレー) 勤務。雇用関連法と知的財産法の分野を中心として国内外の依頼者に対しリーガルサービスを提供するほか、会社法関連紛争、不動産取引関連紛争等、企業活動に関連する多様な紛争案件の代理経験も豊富に有する。また、海外訴訟のマネジメントや国際仲裁案件の代理といった国際紛争対応も行っている。



**近藤 亮作** (弁護士 カウンセル)  
ryosaku.kondo@nagashima.com

前在ジュネーブ国際機関日本政府代表部勤務(国際通商紛争処理担当)、元外務省経済局国際貿易課国際経済紛争処理室勤務。国内外の依頼者に対して、国際通商法(各国通商関連措置、アンチダンピング等の貿易救済事案、サプライチェーンほか)、紛争処理、コンプライアンス、コーポレート、危機管理業務などを取り扱う。最近の主な著作に、「WTO アンチダンピング等最新判例解説(90) セーフガード調査における「事情の予見されなかった発展の結果」と「重大な損害のおそれ」」(国際商事法務(国際商事法研究所) 2022 年 12 月号)、「法務担当者のためのポリティカルリスクマネジメント」(NBL(商事法務) 2022 年 9 月 15 日号(共著))、「経済安全保障推進法の実務対応をさぐる契約実務、企業コンプライアンスへの影響と対応」(ビジネス法務(中央経済社) 2022 年 9 月号(共著)) など。

**尾島 灯** (弁護士)  
akari.ojima@nagashima.com

2022 年東京大学法学部卒業。2024 年早稲田大学大学院法務研究科修了。2025 年弁護士登録(第一東京弁護士会)、長島・大野・常松法律事務所入所。

**木原 慧人アンドリュー** (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP ニューヨーク州弁護士)  
andrew-keito.kihara@nagashima.com

2022 年 William & Mary Law School 修了。国際法を専攻し、J.D. (Juris Doctor) を取得。卒業後、長島・大野・常松法律事務所ニューヨーク・オフィスに入所し、主に国際案件(国際取引、セキュリティー規制、訴訟等)に携わっている。ロースクール入学前はコネル大学にて応用経済学士号を取得。

---

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的な事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

---

---

ニュースレターの配信登録を希望される場合には、<<https://www.nagashima.com/newsletters/>>より「Legal Lounge」に会員登録ください。

ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<[newsletter@nagashima.com](mailto:newsletter@nagashima.com)>までご連絡ください。

---